

別 紙

答申第135号

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成28年6月10日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、次のとおりである。

平成26年5月29日付け島交規甲第882号「最高速度規制の点検・見直しの更なる推進について（通達）」（以下「882号通達」という。）の3（1）において、

ア 補助標識を附置した路線名と附置年月日等がわかる資料

イ 附置していない場合、補正理由を運転者において認識できると判断した意思決定過程が分かる資料

(3) この請求に対して実施機関は、平成28年6月23日付けで、公文書を作成していないため公文書が存在しないという理由により、非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(4) 審査請求人は、本件決定を不服として平成28年6月30日付けで島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。

(5) 諮問実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成28年7月27日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件決定の取り消し、公開を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は、次のとおりである。

ア 島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年3月11日島根県条例第3号。以下「公文書管理条例」という。）第6条（島根県警察における公文書の管理に関する訓令第2条の2）に照らせば、記録文書に補助標識の附置路線、附置年月日等を記載し、また附置していない場合、補正理由を運転者において認識できると判断した意思決定過程を記録しておかなければならないはずである。

イ 補助標識の附置は、平成26年5月19日付け島交規甲第1328号本部長通達第2の3（1）において、「基準速度から下方補正をした規制速度の区間で、補正の理由を運転者が認識できないと考えられる場合には、規制標識を附置し、規制理由を運転者等に示すことを検討すること。」とし、規制理由の運転者への周知を図ることで、交通規制の

遵守を期待することを目したものとその目的を明確に示している。

また、そのわずか 10 日後の 882 号通達の 3 (1)において、「現行規制速度として、基準速度から下方補正をした速度規制がされており、かつ、その補正の理由を運転者において認識することが困難と考えられる場合には、最高速度規制の規制標識に補助標識『規制理由(510 の 2)』を附置し、規制理由を運転者等に示すことを検討すること。」が指揮監督されている。

ウ 882 号通達において、一般道路における見直し対象路線の報告が最初にされたのは、平成 26 年 12 月 15 日である。

さすれば、すでに 1 年 9 ヶ月も経過し、未だ検討中であり最終判断に達していないとするのは、あまりに無責任に過ぎる。

エ 指揮監督権の行使として、本部長通達を発出したのであれば、本部長にはその顛末を確認する義務もある。

オ また、警察事務である交通規制の点検・見直し事務を処理するにあたっての準拠すべき基本的な方法を示していることからこれは大綱方針でもある。

県警察の管理権を有する公安委員会は、本部長の指揮監督が大綱方針を逸脱している場合には、毅然と本部長に対し、是正の指示をすることを要請される場所である。民主警察を維持することを目的とする行政機関として任務を遂行しなければならない。

公安委員会は県民の代表としての警察の管理機関であり、警察のための押捺機関ではない。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 県警察においては、公開請求に係る公文書を管理していないため（作成していない）、公文書非公開決定を行ったものである。
- (2) 882 号通達で指示された補助標識「規制理由(510 の 2)」については附置した例はない。

なお、補助標識を附置しないことに関する公文書については、補助標識の附置について検討中であり最終判断を行っていないことから、現在までのところ公文書を作成していない。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下

のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、882号通達の3(1)に基づき、補助標識を附置した路線名と附置年月日等がわかる資料及び、附置していない場合には、補正理由を運転者において認識できると判断した意思決定過程が分かる資料である。

(3) 補助標識「規制理由」の設置について

882号通達は、「最高速度規制の点検・見直しの更なる推進について(通達)」という表題で、最高速度規制の点検・見直しにおける具体的要領を示したものであり、島根県警察本部長名で各警察署長あてに発出されている。

当該通達の「3 留意事項」の中で、補助標識「規制理由」の設置について示されており、「現行規制速度として、基準速度から下方補正をした速度が指定されており、かつ、その補正の理由を運転者において認識することが困難であると考えられる場合には、最高速度規制の道路標識に補助標識『規制理由(510の2)』を附置し、規制の理由を運転者等に示すことを検討すること。」とされている。

また、補助標識「規制理由(510の2)」を附置する際の手続きについて、実施機関に確認したところ、既存の速度標識に補助標識「規制理由(510の2)」を附置する場合の流れとしては、警察署が補助標識の必要性を検討し、必要性を認めた場合は、交通規制管理システムにより標識工事データの入力等を行うなどして補修上申書を作成、警察署での決裁後、警察本部へ送付されるとのことであり、警察本部では警察署から送付された補修上申書の必要性を検討したうえで、補助標識「規制理由(510の2)」の附置を行う工事を発注し、業者による施工後、完成検査により附置を確認するとともに、完成写真をシステムに反映させるということであった。

(4) 本件対象公文書の不存在について

ア 補助標識を附置した路線名等が分かる公文書について

実施機関は、882号通達で指示された補助標識「規制理由(510の2)」について、附置した例はないと主張している。

また、補助標識「規制理由(510の2)」を附置していないことについて、補足説明資料で「請求当時の附置状況に関しては、882号通達の発出日から請求日までの間において、補助標識『規制理由(510の2)』の附置が行われていないことを、規制上申書、補修上申書、交通規制管理システムにより確認している。」と説明している。

この実施機関の説明は特段不自然・不合理とは言えず、補助標識を附置したことをうかがわせる事情も認められない。

したがって、実施機関が補助標識を附置した路線名等が分かる公文書を作成し、管理しているとは認められない。

イ 補助標識を附置しないことに関する公文書について

(ア) 審査請求人は、公文書管理条例第6条(島根県警察における公文書の管理に関する訓令第2条の2)に照らせば、補助標識を附置していない場合、補正理由を運転者において認識できると判断

した意思決定過程を記録しておかなければならないはずである旨主張している。

それに対し、実施機関は、非公開理由説明書において、補助標識を附置しないことに関する公文書については、補助標識の附置について検討中であり最終判断を行っていないことから、現在までのところ公文書を作成していないと説明している。

この説明について、当審査会から実施機関に対し、補足の説明を求めたところ、以下のとおりであった。

- a 882号通達に基づく最高速度規制の点検・見直しの結果、警察署において補助標識を附置する必要があるとの判断に至った場合は、警察署が規制上申書や補修上申書を作成送付することにより警察本部において把握することは可能であるが、請求日時点では、警察署において最高速度規制の点検・見直しの結果を踏まえた判断をしている中であり、警察本部に対しては補助標識の附置に関する上申書の送付はなかった。
- b 882号通達において附置の検討状況の報告は指示しておらず、各警察署から警察本部への報告はなされていない。
補助標識を附置する場合には、各警察署長の意思決定を経て警察本部に対する補修上申がなされるため、各警察署の検討状況を警察本部へ別途報告する必要はない。
- c 補助標識を附置しないとの最終判断には各警察署長の意思決定が必要であるが、附置しないことについての公文書は作成していない。

(イ) 非公開理由説明書によると、補助標識を附置しないことに関する公文書については、検討中であり最終判断を行っていないことから公文書を作成していないということであったが、上記の補足説明により、882号通達に基づく補助標識「規制理由(510の2)」の附置の検討について、各警察署における最終判断がなされた後も補助標識を附置しないことに関する公文書は、作成されていなかったことがわかった。このことは、各警察署における補助標識を附置しないとする判断の意思決定に至る過程が確認できない状況であり、どのような理由で附置は不要と判断されたのかが不明になるおそれがある。さらには、まだ検討中であるのかあるいはそもそも検討が行われていないのかといった、検討状況すら不明確にしてしまう可能性があるものといえる。

公文書管理条例第6条では、「実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、条例の制定又は改廃及びその経緯、個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯その他の事項について、文書を作成しなければならない。」とされている。

この規定の趣旨に鑑みれば、882号通達に基づく補助標識「規制理由(510の2)」の附置の検討の結果、附置しないと判断した場

合であっても、そのことに関する公文書は、作成されるべきものであったといえる。

しかしながら、上記の状況からすると本件公開請求のあった時点において補助標識を附置しないことに関する公文書を実施機関が作成しているとは認められず、対象となる公文書の存在を推認させる事情も認められない。

したがって、実施機関が補助標識を附置しないことに関する公文書を作成し、管理しているとは認められない。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第136号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成28年7月27日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成28年8月26日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理
平成28年10月3日	審査請求人から意見書を受理
令和2年2月20日 (審査会第1回目)	審議(第1部会)
令和2年5月21日 (審査会第2回目)	審議(第1部会)
令和2年7月15日 (審査会第3回目)	審議(第1部会)
令和2年8月6日 (審査会第4回目)	審議(第1部会)
令和2年9月24日 (審査会第5回目)	審議
令和2年10月23日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対して答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第2部会長
木村 美斗	行政書士	第1部会
永野 茜	弁護士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会